

(2026年3月19日発表)

3月19日～ 法定外公共物(赤道・青線など)の情報のオンライン公開開始

2026年3月19日から、「法定外公共物」(赤道や里道、青線など道路法や河川法の適用外となる土地や水路)の位置や市担当課の情報を、インターネットで閲覧できる新たな取組を開始します。

【趣旨・背景】

- ・静岡市内には、約 3,000 ヘクタール(東京ドーム約 700 個分)の法定外公共物があります。その中には、道路や水路としての役割を終え、機能を失っているものも多く含まれています。
- ・静岡市では、公有財産の利活用を進めています。取得を希望する方がいる場合には、機能がないことや市の基準に適合していることを確認したうえで、売払いを実施しています。売却された土地の多くが、企業用地等として活用されています。
- ・これらの手続きに関する相談は、年間 3,000 件以上にのぼりますが、必要となる法定外公共物の位置や担当課の情報は、窓口で紙の図面を確認する必要があり、利用者の大きな負担となっていました。
- ・新システムでは、不動産取引などで使用される法務局備え付けの公図と同じ形式の図面をデジタル上で表示し、法定外公共物の位置や担当課情報を時間や場所を問わず確認でき、利用者の利便性が向上することにより、土地利活用の活性化が期待されます。

【システムの概要】

- ・今回公開するのは、「法定外公共物地番検索システム」と既存の「静岡市地理情報システム(しずマップ)を活用した地図検索システム」の2つのシステムです。
(URL: <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2368/s001397.html>)
- ・この2つのシステムは、法定外公共物の位置情報を確認できる点は同じですが、検索方法や取得できる情報の種類に違いがあります。用途に応じて使い分けることで、土地取得の検討に必要な情報をよりの確に取得できます。
- ・「法定外公共物地番検索システム」は、地番を入力することで、地図上の位置が分からない場合でも、対象となる法定外公共物を検索し、その位置を確認できます。
- ・「静岡市地理情報システム(しずマップ)を活用した検索システム」は、地図上から視覚的に法定外公共物の位置を確認できます。また、市の担当課の情報も閲覧できます。
- ・政令指定都市では、法定外公共物のうち、道路(赤道など)のみを公開する事例(神戸市、広島市、相模原市)があります。静岡市のように道路や水路など全ての法定外公共物を対象とし、公図と同様の図面を含めて公開する取り組みは初となります。
- ・本システムは、市内企業が参画し、地域企業と行政が連携して整備したものです。
参画企業： 株式会社静岡情報センター、株式会社工業複写センター、株式会社 New デイシス、日興美術株式会社、株式会社静岡アド・パートナーズ

【問い合わせ先】

建設局 土木部 土木管理課(静岡庁舎6階)、担当:村上・野田 電話:054-221-1237